

○杉戸町競争入札参加者心得

令和8年3月11日

告示第42号

(趣旨)

第1条 杉戸町が発注する、杉戸町競争入札参加資格者名簿に登載された者を対象とした競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得の定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、杉戸町契約規則（令和8年杉戸町規則第13号。以下「契約規則」という。）その他関係法令及び杉戸町公共工事等電子入札運用基準並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、杉戸町標準請負契約約款、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面、設計書及び仕様書を「設計図書」という。）、心得、入札公告、指名通知及び入札説明書の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続に際し、入札執行者の指示に従い円滑な入札執行に協力

し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

6 一般競争入札の参加者は、入札の公正さが阻害されるおそれがある次の各号のいずれかに該当する場合で、その関係のある者同士が同一入札に参加してはならない。なお、共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が次の各号のいずれかの関係にないこと。

(1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。次号において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。次号において同じ。）の関係にある場合

(2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(3) 一方の会社等の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等（同規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（次号において「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (6) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合
- (7) その他前各号と同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

7 建設工事の競争入札において、対象工事に係る設計業務等の受託者（発注者が入札公告又は指名通知に明示した者）又は当該受託者と前項各号のいずれかに該当する者は、対象工事の入札に参加してはならない。なお、共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士又は共同企業体の構成員と単体企業が前項各号のいずれかの関係にないこと。

（指名の取消し）

第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 契約規則第22条において準用する同規則第4条の規定に抵触したとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (4) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号に該当した者に対して行った入札参加の指名は、これを取り消す。

3 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (3) 杉戸町内で工事事故を起こしたとき。

（一般競争入札の参加資格）

第5条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、契約規則第3条第2項に規定する資格者名簿に登載され、前条の規定に抵触しない者とする。

（設計図書等）

第6条 入札に参加するために必要となる設計図書その他入札金額の見積りに必要な図書は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）に掲載する。ただし、電子入札システムによる掲載が困難な書類は、郵送又は電子メール等により貸与又は配布することができるものとする。この場合の貸与又は配布の方法は、入札公告、指名通知及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）において明記するものとする。

（現場説明）

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

（入札）

第8条 入札は、入札公告等の定める日時及び方法に従い、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）又は書面により入札書（様式第1号）を提出する入札（以下「紙入札」という。）により行う。

2 入札は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額（以下「入札書比較価格」という。）により行わなければならない。ただし、単価契約による入札又は軽減税率を適用した入札の場合は、入札公告等の定めるところによる。

3 入札参加者は、設計図書について疑義があるときは、入札公告等の定めるところにより質問することができる。

4 入札参加者は、入札公告等により、入札金額見積内訳書及び総合評価方式に係る技術資料等の提出を求められたときは、入札公告等又は発注者の指示に従い提出しなければならない。

5 入札参加者は、紙入札の場合においては、次の各号に掲げる方法により入札するものとする。

(1) 質問をする場合は、質問書（様式第2号）を提出するものとする。

(2) 入札の際は、入札公告等の定めるところにより、入札書に必要事項を記載し、記名の上、これを封書にして提出しなければならない。

(3) 代理人をして入札するときは、入札前に、入札・見積委任状（様式第3号）を提出しなければならない。

(4) 入札者は1社について1人限りとする。なお、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認めない。

（入札の辞退）

第9条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。ただし、電子入札システムの場合でやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで、辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、杉戸町公共工事等電子入札運用基準に基づき、辞退を申し出るものとする。なお、紙入札の場合にあっては、入札辞退届（様式第4号）を提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）

第10条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

（入札の取りやめ等）

第11条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、必要な調査を行った上で当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめるものとする。

2 入札参加者は、前項の規定により発注者が行う調査に協力しなければならない。

3 天災地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめるものとする。

4 入札参加者が1人以下の場合は、入札を中止する。ただし、入札参加者が1人の場合において、次の各号に掲げるときにおいてはこの限りではない。

(1) 再度入札のとき。

(2) 一般競争入札を行い不調又は不落となった入札を、指名競争入札に変更して行ったとき。

- (3) 事後審査型入札（入札参加資格の審査を入札執行後に行う方法をいう。）における入札参加資格審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき。
- (4) 一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき。
- (5) 総合評価方式を適用した入札において、複数の者から技術資料が提出されたとき。
- (6) その他町長が必要と認めたとき。

（入札の無効）

第12条 契約規則第16条各号のいずれかの規定に該当する入札は、無効とする。

（落札者の決定）

第13条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札をした者のうち最低の価格の入札をした者）とする。ただし、一般競争入札の事後審査型による入札の場合は、入札価格の低い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

2 総合評価方式を適用した場合は、前項の規定にかかわらず予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値又は総合評価点（以下「評価値等」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、一般競争入札の事後審査方式による入札の場合は、評価値等の高い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

3 落札者の決定がなされたときは、電子入札システムで通知する。ただし、紙入札による場合は、その場で当該入札者に、その旨を発表し、後日通知する。

4 次条第1項の規定により落札者の決定を保留した場合は、第15条に規定する調査を実施した後、その結果を入札参加者に通知する。

5 落札者は、免税事業者である場合は、免税事業者届出書（様式第5号）を提出するものとする。ただし、当該免税事業者届出書の提出がない場合は、課税事業者として扱うものとする。

（低入札価格時の落札者決定の保留）

第14条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、当該調査基準価格の100分の110の価格未満の入札（以下「低入札価格」という。）があるときは、前条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留する。

2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低入札価格以外の入札にあつては、最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、電子入札システムの電子くじにより、順位を決定する。ただし、紙入札の場合は、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

3 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（低入札価格の調査）

第15条 前条第1項の規定により落札者の決定を保留したときは、低入札価格のうち入札価格の最も低いものについて、次のいずれかに該当するものでないかを調査し、該当すると認められないときは、当該入札をした者を落札者とする。

(1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

(2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められる入札

2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低入札価格について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低入札価格について調査を行う。

3 すべての低入札価格について前2項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低入札価格以外の入札のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数あるときは、前条第2項の規定により決定された順位が高いもの）をした者を落札者とする。

4 低入札価格をした者は、調査に協力しなければならない。

5 第1項に規定する調査に応じないとき又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第16条 落札とすべき同額の入札をした者が、2者以上いるとき（総合評価方式を適用した場合は、評価値等が最も高い者が2者以上あるとき）は、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定する。ただし、紙入札の場合は、直ちに当該入札者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代って当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札）

第17条 開札をした結果、予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、入札公告等の定める方法により再度入札を行う。

2 再度入札の回数は、1回限りとする。

3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格を下回らない入札をした者）に限る。

4 前項の規定にかかわらず、初度入札に参加した全ての者が最低制限価格未満の価格の入札をした場合に限り、その者の再度入札への参加を認めるものとする。この場合にあつては、入札公告等にその旨を明記するものとする。

5 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであつて、前回の入札で低入札価格があつたとき、再度入札は行わない。

（不調時の取扱い）

第18条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することができる

2 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。

3 再度入札において低入札価格がなかったときにおいて、第1項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときは、契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の制限の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

4 再度入札において低入札価格があったときにおいて、第1項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときの取扱いについては、次の各号の定めるところによる。

- (1) 随意契約の相手方となることができる者に対して、見積書を提出するに当たり必要な事項を通知する。
- (2) 見積書の提出期日において、随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の制限の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

5 前2項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を契約の相手方に通知する。

(契約書等の提出)

第19条 落札者は、第13条の通知を受けた日から5日以内に、契約書案に記名押印し、又は電子契約書（杉戸町電子契約実施規程（令和5年杉戸町訓令第17号）第2条第2号に規定する電子契約書をいう。以下同じ。）の案に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、杉戸町標準請負契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 落札者が、施行令第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
- (2) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告で示した資格を有しなくなったとき。
- (3) 落札者が杉戸町から指名停止措置を受けたとき。
- (4) 落札者が杉戸町の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱（平成8年杉戸町告示第68号）第3条に基づく指名除外の措置を受けたとき。

(契約の確定)

第20条 契約は、町長と落札者が契約書に記名押印したとき、又は電子契約書に電子署名を行ったときに確定する。

(町議会の議決を要する契約)

第21条 建設工事の請負契約であって、議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年杉戸町条例第17号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、町議会の議決後に本契約を締結する。この場合においては、町議会の議決を得た後に、本契約を締結することを明記した建設工事請負仮契約書を取り交わすものとする。

2 前項に規定する契約が議会で否決されたときは前項の仮契約は、契約の効力を有しないものとし、町長又は町長から委任を受けた者(以下「発注者」という。)は一切の責任を負わないものとする。

(異議の申立)

第22条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書(案)、設計図書及び現場等についての不明を理由とし、異議を申し立てることはできない。

(入札金額見積内訳書)

第23条 入札参加者は、その入札事務を所掌する課長から入札金額見積内訳書の提出を求められた場合、当該見積内訳書を課長の指示に従い提出しなければならない。

2 提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管し、情報を開示するものとする。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供するものとする。

(経営事項審査)

第24条 建設工事の入札参加者は、当該入札に係る契約(第18条第3項及び第4項により契約を締結する場合も含む。)を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受けていなければならない。

(補則)

第25条 この心得に定めるもののほか、入札及び契約手続に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う入札から適用する。